

上砂川町義務教育学校建設基本設計業務プロポーザル実施要領

1. プロポーザルの目的

上砂川町が発注を予定する上砂川町義務教育学校建設基本設計業務の予定業務を委託する者(以下「設計者」という。)の選定にあたり、技術提案者の豊かな創造性、高い技術力、豊富な経験などを有し、上砂川町と共同で意欲的に取り組むことができる優れた設計者を選定することを目的に公募型プロポーザルを実施する。

2. 本業務名及び今後の予定業務

(1)本業務名 上砂川町義務教育学校建設基本設計業務プロポーザル

(2)予定業務 上砂川町義務教育学校建設基本設計業務委託

(3)業務概要

上砂川町義務教育学校建設基本設計業務に係るプロポーザルにおいて、求める提案内容、その他項目は次のとおりです。

●求める技術提案

- ①基本構想の理解度 ～ 基本構想の主旨を的確に反映・実現できる設計内容であるか
- ②業務の実施方針の的確性、独創性、実現性 ～ 独創性に富み実現性が高い設計内容であるか
- ③ICT 教育環境の充実 ～ 通信環境の確保、教室内の適正なレイアウト配備、収納スペース
- ④特別教室の防音対策 ～ 快適な普通教室での学習環境の提供
- ⑤年齢の異なる児童生徒が日常的に交流できるオープンスペースの設置 ～ 校内中心部に図書室を設置「本に囲まれながら様々な創造活動を可能とする夢のある空間」をコンセプトとする
- ⑥その他フリースペース空間の創出 ～ 格技場等や自由に使える空間の確保
- ⑦職員室のレイアウト及び保健室と相談室の連携配置 ～ 教職員間の情報共有及び交流できるレイアウト、各種相談体制の充実化
- ⑧体育館の整備 ～ バスケットボールコートを二面以上確保、更衣室、トイレ、格技種目対応設備、器具庫等の設置
- ⑨グラウンドの整備 ～ グラウンド内にブレーキングゾーンを含む120m程度の直線確保、200mの円周トラックの整備
- ⑩屋外遊具等の整備 ～ 鉄棒を始めアスレチック設備等の高学年や中学生の体力づくりに対応
- ⑪校内の快適性の確保 ～ 冷暖房・空調設備
- ⑫建設費用の圧縮 ～ 効率的な改修手順、中学校への一時移転改修費用の圧縮、仮設校舎の検討

3. 事務局及び提出先

上砂川町教育委員会学務係

〒073-0292 北海道空知郡上砂川町字上砂川町 40 番地 10

電話：(0125)62-2881 FAX:(0125)62-3773

E-mail: toukai.kouji@town.kamisunagawa.lg.jp

(E-mail は、4. (3)No.2、No.7、No.12 の質問書のみ受付)

4. 設計者審査の概要等

(1)方式

プロポーザル方式設計者等選定実施要綱による、公募型プロポーザル方式で行い、審査は2段階で行う。

【第一次審査：配点 70 点】

参加表明書等の書類審査を行い、条件に適合する参加者について参加表明書評価基準に基づき評価し、評価点の高い順に第二次審査の参加要請者を3者程度選定する。

【第二次審査：配点 130 点】

技術提案書について、プレゼンテーション及びヒアリングにより審査し、第一次審査の得点を加算した上で、最優秀者及び優秀者(次点)を各1者選定する。

(2)選定審査委員会

設計者の選定は、別に定める上砂川町義務教育学校建設基本設計業務委託選定審査委員会設置要綱により設置する上砂川町義務教育学校建設基本設計業務委託選定審査委員会(以下「委員会」という。)の評価に基づいて行う。

なお、審査は非公開とし、総合評価委員との接触を防ぐため委員名の公表は行わない。

(3) プロポーザル日程

NO.	内 容	日 程 等
1	公募型プロポーザル公示	令和8年4月15日（水）～4月30日（木） 町公式ホームページに掲載
2	参加表明書に対する質問書提出期限	令和8年4月20日（月）正午まで
3	参加表明書に対する質問に対する回答	令和8年4月24日（金）～町公式ホームページに掲載
4	参加表明書等提出期限	令和8年4月30日（木）正午まで
5	第1次審査 （書類審査・事務局）	～令和8年5月7日（木）
6	第1次審査結果及び参加要請書送付	令和8年5月8日（金）発送
7	技術提案書に関する質問書提出期限	令和8年5月12日（火）正午まで
8	技術提案書に関する質問に対する回答	令和8年5月14日（木）～町公式ホームページに掲載
9	技術提案書提出期限	令和8年5月19日（火）正午まで
10	第2次審査（プレゼンヒアリング実施）	令和8年5月21日（木）（予定）
11	設計者の選定決定及び選定結果通知	令和8年5月28日（木）送付（予定）
12	評価内容等に関する質問書提出期限	令和8年6月2日（火）
13	評価内容等に関する質問書回答	令和8年6月8日（月）
14	基本設計委託業務契約	令和8年6月中旬予定

(4) 事務等取扱日時

午前9時から午後5時まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。また、正午から午後1時までを除く。）

5. 参加資格

参加表明書等の提出者は、告示の日において、北海道内に本店又は受任者たる営業所を有する者で、次に掲げる要件全てに該当する単体企業とする。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に規定する者でないこと。

- (2)政令第167条の4第2項の規定により一般競争入札への参加を排除されている者でないこと。
- (3)上砂川町入札参加資格者審議会規定第2条第1項により、入札参加審査基準に基づく資格付名簿に登録されていること。
- (4)道内各自治体において指名停止措置の期間中でない者であること。
- (5)会社更生法(平成14年法律第154号)第17条の規定に基づく更正手続開始の申立て又は民事再生法(平成11年法律第225号)第21条の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者(会社更生法の規定に基づく更正手続開始の申立て又は民事再生法の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされた者であっても、更正計画の認可が決定された者又は再生計画の認可の決定が確定された者(建設工事に係る有資格者にあつては、手続開始の決定後、経営事項審査を受け、本町の入札参加資格審査申請書を再度提出し、町の審査を経て有資格者として認定され、第2号に掲げる名簿に登録された者に限る。)を除く。)であること。
- (6)会社法(平成17年法律第86号)第475条若しくは第644条の規定に基づく精算の開始又は破産法(平成16年法律第75号)第18条若しくは第19条の規定に基づく破産手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (7)北海道内で、過去15年間に(平成23年4月1日以降)、北海道内の国又は地方公共団体が発注する小学校、中学校(小中一貫校を含む)、義務教育学校若しくは高等学校のうち、施工中又は完成した施設の基本設計又は実施設計(校舎及び体育館の新築又は全面改築に限る。)に関する業務を完了した実績を有するものであること。なお、設計共同体の構成員として行った業務についても同様とする。
- (8)業務従事者の資格等
- ①建築設計における総括責任者(業務全体を総括する役割を担う者)、主任技術者(その分担業務を総括する役割を担う者)は、建築士法に規定する一級建築士の資格を有していること。
- ②総括責任者と主任技術者は、参加表明する組織の本店又は営業所に常勤し、1年以上継続して恒常的な雇用関係があること。
- ③総括責任者と主任技術者は兼任しないこと。
- ※詳細な分担業務分野分類表等は告示に記載

6. 実施要領等の配布方法

- (1)配布方法 町の公式ホームページからダウンロードすること。
- (2)掲載期間 令和8年4月15日から令和8年4月30日まで。

7. 各種事務手続きについて

(1)質問及び回答

- ①日程No.2(第1号様式-1)、No.7(第1号様式-2)及びNo.12(第1号様式-3)の質問書は、提出期限までに提出下さい。なお、電子メールによる提出(提出期限必着)も可能としますが、その際は提出前に電話により提出先の確認を得て下さい。
- ②電話及び口頭による質問は受け付けておりません。

- ③質問書には複数記載することも、質問書を複数回提出することも支障ありません。
- ④質問に対する回答は、プロポーザル説明書の追加、修正(赤字表記)又は回答書として、町公式ホームページに掲載します。
- ⑤受付期間は、4. (3)プロポーザル日程による。

(2)参加表明書の提出

プロポーザル方式による設計者選定に参加しようとする者は、公募型プロポーザル参加表明書(第2号様式、参加表明書、参加表明書添付資料、業務実績、総括責任者及び主任技術者、担当技術者配置状況及び協力事務所の名称等)を、提出期限までに2部事務局に持参して下さい。なお、郵送、FAX及び電子メールでの提出は受け付けません。

提出された参加表明書は返却しません。

提出期限：令和8年4月30日(木) 正午

(3)第一次審査(書類審査)

技術提案書の提出を要請する者の選定は、上砂川町義務教育学校建設基本設計業務参加表明書審査要領に基づき書類審査を行い、条件に適合する参加者について、参加表明書評価基準に基づき配点し、評価点の高い順に選定します。

技術提案書の提出要請者は、3者程度とします。

選定の結果は、令和8年5月8日に書面により通知します。

①記載にあたっての留意事項

それぞれの項目の記載にあたっては、以下の事項に留意してください。

なお、参加表明書はA4サイズとします。

ア 業務実績について

北海道内で、過去15年間に(平成23年4月1日から技術提案書提出日まで)、北海道内の国又は地方公共団体が発注する小学校、中学校(小中一貫校を含む)、義務教育学校若しくは高等学校のうち、施工中又は完成した施設の基本設計又は実施設計(校舎及び体育館の新築又は全面改築に限る。)に関する業務を完了した実績を有するものであること。なお、設計共同体の構成員として行った業務についても同様とし、履行した実績を2件以上最大5件記載のこと。

また、類似業務の実績として、4(イ)に示す地方公共団体の庁舎等の建設に係る設計業務実績を挙げるができる。

イ 総括責任者及び各主任技術者について

1 今回の技術提案書の検討及び設計者として選定された場合に、設計業務に携わる方を記載してください。提出いただく技術者は、総括責任者(管理技術者)、建築(意匠)担当主任技術者、建築(構造)担当主任技術者、電気設備担当主任技術者、機械設備担当主任技術者とします。

2 設計業務について、全般的かつ総合的な役割を担う総括責任者及び総括責任者を補佐し設計を進める主任技術者の「氏名」、「年齢」、「経験年数」、「所属・役職」、「履歴(今までに従事したすべての勤務先)」を記載し、健康保険被保険者証の写しなど、雇

用関係の確認ができる書類の写しを提出してください。

- 3 「保有資格」には、総括責任者及び主任技術者が保有する一級建築士の取得年と、当該業務に関する国家資格及び民間資格(例：登録建築家(JIA)、JSCA 建築構造士(JSCA)、JABMEE SENIOR(JABMEE)、建築コスト管理士・建築積算士(BSIJ)、専攻建築士(JABA)など)を記載し、免許証など資格を証明できる書類の写しを提出ください。
- 4 「業務実績」には、過去 15 年間に(平成 23 年 4 月 1 日から技術提案書提出日まで)、総括責任者及び主任技術者として携わった、以下(ア)に該当する実施設計の業務実績を 3 件まで記載してください。

なお、3 件に満たない場合は(イ)に該当する業務を記載しても構いません。

(ア) 過去 15 年間に(平成 23 年 4 月 1 日から技術提案書提出日まで)、貴社が受託し、業務設計が完了した小学校、中学校(小中一貫校を含む)、義務教育学校若しくは高等学校のうち、施工中又は完成した施設の基本設計又は実施設計(校舎及び体育館の新築又は全面改築に限る。)に関する業務を完了した実績。

(イ) 地方公共団体の庁舎等の建設に係る設計業務実績。

なお、記載した「業務実績」については、契約書、施設の用途、階数、延べ面積を確認できる書類(特記仕様書等)及び業務実施体制届出書など携わった立場を証明できる書類の写しを提出してください。

(4)設計者の選定等通知

第一次審査の結果は、参加表明書を提出した者全員に文書により通知します。また、選定結果及び第一次審査で条件に適合した参加表明者数及び技術提案者名は、審査終了後、審査結果とともにホームページにて公表します。

① 参加表明書評価基準

評価項目	評価の着目点			配点	計	
	判断基準					
格 付	年間平均完成高	参加者の資格要件	A	5	5	
	自己資本金		B	3		
	一級建築士数		C	1		
資 格	専門分野の技術者資格	各担当分野について、資格の内容を資格評価表により評価する。	主任技術	建築意匠 建築構造 電気 機械	4 4 4 4	16
技術力	同種又は類似の業務(実績の有無及び件数、携わった立場)	以下の順で評価する。 ①同種業務の実績がある。 ②類似業務の実績がある。 上記に加え、実績の立場に応じて評価表により評価する。	管理技術者		15	49
			主任技術	建築意匠	12	
				建築構造	10	
				電気	6	
機械	6					
合 計					70	

資格評価表

分担業務分野	評価する資格(番号の順に評価する)
建築(意匠)	①一級建築士 ②構造設計一級建築士、設備設計一級建築士
建築(構造)	①構造設計一級建築士 ②一級建築士
電気設備	①技術士、設備設計一級建築士 ②一級建築士、建築設備士 ③一級電気工事施工管理技士 ④二級電気工事施工管理技士
機械設備	①技術士、設備設計一級建築士 ②一級建築士、建築設備士 ③一級管工事施工管理技士 ④二級管工事施工管理技士

※「技術士」の資格は、当該分野における技術士とする。

※該当がない場合は、「その他」当該分野における技術者資格とする。

(5)技術提案書の提出

第一次審査で選定通知、参加要請書を受けた者は、技術提案書(第5号様式、業務の実施方針及び手法及び技術提案①～⑫)、管理技術者業務実績、建築(意匠)担当主任技術者業務実績)を12部(第5号様式-1は1部)提出期限までに事務局へ持参して下さい。なお、郵送、FAX及び電子メールでの提出は受け付けません。

技術提案書は、本実施要領及び各様式に記載の留意事項に基づき作成して下さい。

提出された技術提案書は返却しません。

提出期限：令和8年5月19日(火)正午

なお、要求した内容以外の書類等については受理しません。また、技術提案書の内容確認を行い、技術提案者(協力事務所を含む。)が特定できる内容の記載が認められる場合は、修正や削除を求めることがあり、その場合でも提出期限は延長しません。

◎技術提案書の審査評価に際し、次に掲げる項目の評価に重点を置くために以下に記載の着目点を設定し評価する。

- ① **基本構想の理解度** ～ 基本構想の主旨を的確に反映・実現できる設計内容であるか
- ② **業務の実施方針の的確性、独創性、実現性** ～ 独創性に富み実現性が高い設計内容であるか
- ③ **ICT教育環境の充実** ～ 通信環境の確保、教室内の適正なレイアウト配備、収納スペース
- ④ **特別教室の防音対策** ～ 快適な普通教室での学習環境の提供
- ⑤ **年齢の異なる児童生徒が日常的に交流できるオープンスペースの設置** ～ 校内中心部に図書室を設置「本に囲まれながら様々な創造活動を可能とする夢のある空間」をコンセプトとする
- ⑥ **その他フリースペース空間の創出** ～ 格技場等や自由に使える空間の確保
- ⑦ **職員室のレイアウト及び保健室と相談室の連携配置** ～ 教職員間の情報共有及び交流できるレイアウト、各種相談体制の充実化

- ⑧ **体育館の整備** ～ バスケットボールコートを二面以上確保、更衣室、トイレ、格技種目対応設備、器具庫等の設置
- ⑨ **グラウンドの整備** ～ グラウンド内にブレーキングゾーンを含む120m程度の直線確保、200mの円周トラックの整備
- ⑩ **屋外遊具等の整備** ～ 鉄棒を始めアスレチック設備等の高学年や中学生の体力づくりに対応
- ⑪ **校内の快適性の確保** ～ 冷暖房・空調設備
- ⑫ **建設費用の圧縮** ～ 効率的な改修手順、中学校への一時移転改修費用の圧縮、仮設校舎の検討

【書式等】

技術提案書はA4サイズとし、それぞれ表面のみに記入してください。(裏面には記載しないでください。)

【記載にあたっての留意事項】

それぞれの項目の記載にあたっては、以下の事項に留意してください。

ア 実施方針について

- 1 業務への取組体制、取組姿勢、設計担当者及び設計チームの特徴、特に重視する設計上の配慮事項、その他の業務実施上の配慮事項を文書により簡潔に記載してください。
- 2 設計チームの実績を示す図面や写真等を使用することは支障ありません。

イ 提案内容について

- 1 求める提案項目を実現するための設計手法や対処方法について①～⑫の順として記載提案してください。(発想、解決方法等)

ウ その他、業務を実施するにあたり、重要と考えられる新たな視点を独自に提案してください。(技術提案書第5号様式-3(5)の最終ページに提案ください)

エ その他

- 1 フォントサイズは10ポイント以上としてください。
ただし、写真等の説明及び文章を補完するためのイラスト、ゾーニング図等の説明文、注記等は除きます。
- 2 技術提案書の彩色、カラーコピーは支障ありません。
- 3 記載事項に過不足がない限り、独自により技術提案書を作成しても支障ありません。

(6)第二次審査(プレゼンテーション及びヒアリング)

プレゼンテーション及びヒアリングの日時及び場所等は、技術提案者の担当者に対し別途通知します。なお、令和8年5月21日(木)を予定しています。

- ① 参加表明書に記載の総括責任者(管理技術者)及び建築(総合)主任技術者は必ず出席することとし、4名までの出席を認めるものとする。
- ② プレゼンテーションについては20分以内で、内容は提出された技術提案書の内容説明とし、ヒアリングは10分程度の範囲で、選定審査委員会による質疑応答とする。

- ③ 説明に際しては、提出された技術提案書の内容でパソコン(プロジェクター)又は拡大パネルを使用して行うこととし、技術提案書の内容変更や追加資料は認めない。なお、機材は各自で用意すること。

(7)技術提案書の特定

選定審査委員会は、技術提案者に提案内容や考え方などについてのヒアリングを行い、技術提案書評価基準に基づき評価し、第一次審査での得点を加算して評価点合計の高い順に最優秀者と優秀者(次点)を特定します。

ただし、評価点が最も高い提案者が複数いる場合又は選定審査委員会が必要と認める場合は、決選投票を行い得票の多い提案者を特定します。また、得票数が同数の場合は、委員長が投票した提案者を特定します。

なお、選定された設計者と、上砂川町義務教育学校建設基本設計業務委託を随意契約します。

① 技術提案者評価基準

(1) 取組意欲			
評価項目	評価の着目点及び評価事項		配点
取組意欲	ヒアリングにより評価を行う。当該業務を実施する上での課題や問題点を把握しており、積極的に取組む姿勢が伺える場合に優位に評価する		10
(2) 業務の実施方針及び手法			
NO.	評価項目	評価の着目点及び評価事項	配点
1	基本構想の理解度	本町が求める学校開設の基本理念を理解し、業務内容、業務背景、諸手続の理解度が高い場合において優位に評価する	10
2	業務の実施方針の的確性、独創性、実現性	業務への取組体制、特に重視する設計上の配慮事項等について、的確な判断に基づき、新たな視点で実現可能性が高く独自性が高い提案について評価する	10
3	ICT教育環境の充実	校内の各室・空間の何処でもICTの活用が可能な通信環境の強化、機器の適正な配備・収納スペースに配慮した教室内のレイアウト	10
4	特別教室の防音対策	特別教室の防音対策として、普通教室の学習活動に支障が生じないように、音楽室等の適切な配置及び防音対策	10
5	年齢の異なる児童生徒が日常的に交流できるオープンスペースの設置	図書室を校内の中心部に配置し、交流スペースとして「本に囲まれながら様々な創造活動を可能とする夢のある空間」を創出する	10
6		年齢の異なる児童生徒が交流できるフリースペース空間の創出（格技場等や自由に使える空間の確保）	10
7	職員室のレイアウト 保健室と相談室の連携配置	校長と職員が円滑に業務ができる職員室内の配置とし、保健室及び相談室は、相談しやすい近接したエリアを設定し配置する	10
8	体育館の整備	体育館の設備は、バスケットボールコートを二面以上確保。更衣室やトイレ、格技種目にも対応できる設備、器具庫等の設置	10
9	グラウンドの整備	グラウンド内に100mの直線トラック（プレーキングゾーンを含む120m程度）及び200mの円周トラックを整備する	10
10	屋外遊具の整備	屋外遊具は、鉄棒を始めとするアスレチック設備等の高学年や中学生も体力づくりに利用できる創意工夫あるものを設置する	10
11	校内の快適性確保	体育館や各種特別教室等を含む、校内の冷暖房設備やフリースペースでも快適に過ごすことができる空調設備が設置されているか	10
12	建設費用の圧縮	中学校への一時移転期間等を最小限に抑え、中学校の改修費用を削減する効率的かつ実現可能である改修手順であるか	10
合計 (1) + (2) ※最高130点満点			

(8)設計者の特定通知

①第二次審査の結果は、技術提案書を提出した者全員に文書により通知します。また、選定結果及び第一次審査で条件に適合した参加表明者数及び技術提案者名は、審査終了後、審査結果とともにホームページにて公表します。

特定の結果は、令和8年5月28日（木）に書面により通知します。（予定）

②設計者の選定の通知後、評価に関する質問がある場合は、提出期限までに評価内容等に関する質問書(第1号様式-3)を持参するか、電子メールにより提出(提出期限必着)して下さい。その際は提出前に電話により提出先の確認を得て下さい。

質問に対する回答は、質問書の提出者に文書により回答します。

8. 技術提案書の取扱い

(1)提出後の技術提案書の訂正、追加及び再提出は認めません。

(2)技術提案書の著作権はそれぞれの設計事務所に帰属します。

(3)提出された技術提案書は非公開とします。

(4)設計者の選定を行う作業に必要な範囲において複製を作成します。

9. 実際の業務委託について

(1)上砂川町義務教育学校建設基本設計業務委託は、令和8年度に実施予定であります。予算及び事業計画の修正等により業務の委託が不可能となった場合などには、実施しない場合があります。

(2)設計者の選定から契約までの間に国又は地方公共団体から指名停止又は指名除外の措置を受けている、又は受けることが明らかである場合、又は会社更生法による更正手続開始、又は民事再生法による再生手続開始の申立てがなされた場合、経営状況が不健全であると認められる場合は、契約を行わない場合があります。

(3)本業務の契約が、選定された設計者との間で成立しない場合は、次点の者と契約の交渉を行うものとします。

(4)受託者は、技術提案書により提案された履行体制により当該業務を履行するものとします。

(5)委託者は、契約後の設計業務において、技術提案書の提案内容に拘束されません。

10. その他

(1)言語・通貨

手続きにおいて使用する言語は日本語、通貨は日本円とします。

(2)失格要件となる場合

以下の条件の一つでも該当する場合には、選定審査委員会において審査の上、失格となる場合があります。

① 技術提案書に虚偽の記載がある場合

② 選定中に、技術提案書に記載された業務従事者が担当できないことが明らかになった場合

- ③ 選定後に、技術提案書に記載された業務従事者が極めて特別な場合(死亡、入院等)を除き担当できないことが明らかになった場合
- ④ 選定結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合
- ⑤ 選定中に国又は地方公共団体から指名停止又は指名除外の措置を受けている、又は受けることが明らかである場合、又は会社更生法による更正手続開始、又は民事再生法による再生手続開始の申立てがなされた場合、経営状況が不健全であると認められる場合
- ⑥ 技術提案者(協力事務所を含む。)が特定できる内容の説明等が認められた場合

(3)受注資格の喪失

当該業務を受託した設計者(協力を受ける他の建設コンサルタントを含む)等が製造業及び建設業と資本・人事面等において関連があると認められる場合、当該関連を有する製造業及び建設業の企業は、当該業務に係る工事の入札に参加し、又は本件工事を請け負うことはできません。

(4)その他

- ① 本プロポーザル方式による設計者選定に係る提出書類の作成及び提出に係る費用については、参加者の負担とします。
- ② 提出書類に虚偽の記載をした場合は、失格するとともに、虚偽の記載をした者に対して当町が行う入札への参加停止を行うことがあります。
- ③ 委託者より受領した資料は、委託者の了解なく公表・使用することはできません。
- ④ 受託者として特定された者が暴力団関係事業者等であることなどの理由により、北海道警察からの排除要請があった者とは、契約の締結を行いません。

11. 参考資料

必要な参考資料について希望があれば上砂川町教育委員会へ申し出下さい。可能な範囲で参考資料を提供(町公式ホームページに掲載)します。令和8年4月20日(月)正午まで受け付けます。

(配布資料)

- ① 中央小学校既存図 pdf
- ② 敷地隣地境界線図 pdf
- ③ 水道管理設図 pdf